



坂野佳宏 議員

広陵町主催イベントについて

問 毎年盛大に各種行事を行っているが、イベント運営方法と費用の縮小を検討されてはいかがですか。

直近の体育祭やかぐや姫まつり等は、町行事として定着しており、主催者を広陵町単独とならないように既に体育協会や商工会と共催にしておられるが、実質企画、運営のほとんどを町職員が頑張って準備されているためトラブルを恐れ、ワンパターン化している。町はサポートに回り、民間主導型に移行し、地域と一体となった楽しい祭りに意識変換を求めてはどうか。特に、体育祭の人員集めには、地元支部長が苦労しているが、年々、地元対抗リレーが縮小され、地域の一体感が希薄になって来ている。また、飲酒禁止となり、応援で来た参加者も長居せず地区コミュニティの場として活用できない状態になっている。体育祭をお祭りイベントとして維持していくのか、競

技大会として移行して行くのか考えを聞きたい。

次に、小中学校運動会や防災訓練、出初式等、来賓参加者に弁当を用意してもらっているが、廃止の検討をお願いしたい。まず、議員、区長、自治会長に意向を聞いて頂きたい。

平岡町長

体育祭については体育協会に当日の運営だけでなく、プログラム編成や選手の取りまとめなど多方面で参画いただき地域一体となった行事として捉えている。区長、自治会長さんには、大変なご心労、経費負担を頂いていることも承知している。プログラムからのリレーの縮小は、リレー選手の確保が困難との各支部長の要望に応じて調整したものである。今後も体育祭として開催していきたいと考えている。

かぐや姫祭りには、毎年2万人の方が来場される一大イベントとして定着した。財政健全化に取り組む中で、事業の見直しや経費負担等について毎年見直しを考えている。

図書館予算について

公共交通の見直し

進捗状況は

「慰安婦」問題に関する意見書

意見書

かつての戦争において、日本が近隣諸国の人々に多大な被害を与えてから、既に67年を経たが、いまだに人々の戦争被害の傷はいやされていない。そして直接の被害者のみならず、その子孫も親世代が傷つき、いやされていないことで傷ついている。日本軍「慰安婦」問題は、その象徴的な被害である。

近年、フィリピンの外交委員会や韓国、台湾の議会など関係諸国の議会でも、日本政府に対し、「慰安婦」問題の責任を認め、公的に謝罪することを求める決議が採択され、国連などの国際的な人権擁護機関からも早期解決を求める勧告が出されている。このように、国際社会は「慰安婦」問題を現在に通じる重大な人権侵害と認識し、日本政府が誠実に対応することを要請している。

「慰安婦」問題に誠実に対応することは、戦争を遂行するために女性の性が利用されるという人権侵害が二度とないようするという日本政府の世界への意思表示となる。さらに、アジアの人々の戦争被害の傷をいやし、和解し、平和的に共存していく道筋を作ることとなる。

1993年の河野内閣官房長官談話では、第一次、第二次調査を経て、「我々は、このような歴史の真実を回避することなく、むしろ教訓として直視し、歴史研究、歴史教育を通じ永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰

り返さないという強い決意を表明し、今後とも民間の研究を含め、十分に関心を払っていきたい」旨の発表がなされている。この精神を維持、発展させ、内容を具体化することが、問題解決へとつながるものと確信する。かつての戦争から長い時間を経て、被害者の訃報が相次ぐ中、被害者の存命中に納得できる解決が急がれている。

よって、国は、下記の事項について誠実に対応をされるよう強く要請する。

記

- 1 河野談話に矛盾しないよう「慰安婦」問題の真相究明を行い、被害者の尊厳回復に努め、誠実な対応を図ること。
- 2 「慰安婦」問題の歴史を踏まえ、次世代に事実を伝えるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年 9月26日

(送付先) 内閣総理大臣・外務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・財務大臣

税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書

意見書

消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日に成立しました。成立した税制関連法案は、衆議院での審議段階において民主、自民、公明の3党合意に基づいてまとめられた修正案ですが、その中で、所得税や資産課税等の見直しを含む税制全体の抜本改革については、今後検討を加えた上で、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされています。

消費税の増税にあたっては、低所得者の負担がより過重とならないようにするため、高所得者から低所得者への「富の移転」を促す税制の再分配機能を強化する必要があります。

さらに、これまで政府においては、高齢社会、人口減少社会の中で、持続可能な社会保障の構築とそれにかかる安定財源の確保など、経済社会の変化に対応した税制の構築に向けて、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等を含めた税制全般にわたる一体的な改革の必

要性が議論されてきたところであり、税制の抜本改革を先送りすることなく実行に移すべきです。

そこで、修正合意に盛り込まれた所得税の最高税率の引き上げや、相続税・贈与税の見直しをはじめとする税制全体の抜本改革について、必要な検討を加え、消費税の8%への税率引き上げ前に改正し、確実に実施することを強く求めます。

併せて、自動車取得税と自動車重量税についても、地方の財源に十分考慮しつつ、消費税との二重課税である取得税の廃止を含め抜本的見直しを行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年 9月26日

(送付先) 内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣